事例 25、「見るだけのつもりだったのに、展示会で買わされた!」

【事例】以前、呉服店で小物を買った。その後展示会に誘われ、自宅まで担当者が車で迎えに来てくれた。「買えないですよ」と言ったのに、販売員が2人 ぴったりついてきて「どちらの柄が好きですか」と聞かれたので「こっちが好き」と答えたらもう買ったような雰囲気なってしまい、仕方なく契約した。その後も「見るだけでいいから」と展示会に誘われ、長時間勧誘されて結局断り きれず、契約を繰り返した。もう、1千万円以上も使ってしまい、困っている。

(相談者:70歳代、無職、女性)

【対処法】① 展示会の会場に行けば、いくら「見るだけでいいから」と誘われたとしても、買うようにしつこく勧められます。<u>買うつもりがないのなら、絶対に会場に出かけないこと</u>です。来場粗品につられてはいけません。② 着物を買ってしまった後でも、たとえば「**周りを取り囲んで靴も渡されず、帰ることができないようにされた**」とか「強い口調で契約を迫られた」などの事情があれば、消費生活相談窓口に相談し事業者と解約交渉することができる場合があります。遠慮せずに相談してください。 ③ 被害を防止するためには、家族や介護関係者などがこまめに見守って、日ごろから相談しやすい状況を作ることが大切です。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。秘密は守られます。